

綾瀬市アスベスト飛散防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市アスベスト飛散防止対策委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市が管理している建築物の解体等に伴い発生するアスベストの飛散を防止し、周辺住民の健康と安全を確保するため、綾瀬市アスベスト飛散防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) アスベストの現状把握及び対策方針に関すること。
- (2) 建築物の解体、改修に伴うアスベスト障害の予防に関すること。
- (3) 建築物におけるアスベスト建材等の適正な管理に関すること。
- (4) 廃棄物の適正処理に関すること。
- (5) その他アスベスト対策に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長には建築課長を、副会長には環境保全課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる職員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建築課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部	管財契約課長
福祉部	福祉総務課長
	障がい福祉課長
	高齢介護課長
市民環境部	市民活動推進課長
	環境保全課長
	リサイクルプラザ所長
	生涯学習課長
健康こども部	児童青少年支援課長
	保育課長
	スポーツ課長
都市部	建築課長
	みどり公園課長
土木部	下水道課長
消防本部	消防総務課長
教育部	教育総務課長
	学校給食センター所長
	教育研究所所長